

【講演レポート】JIPDECセミナー

Q&A「これからの企業に求められるプライバシーガバナンス」

牛島総合法律事務所

弁護士 影島 広泰氏

聞き手：JIPDEC認定個人情報保護団体事務局

グループリーダー 奥原 早苗

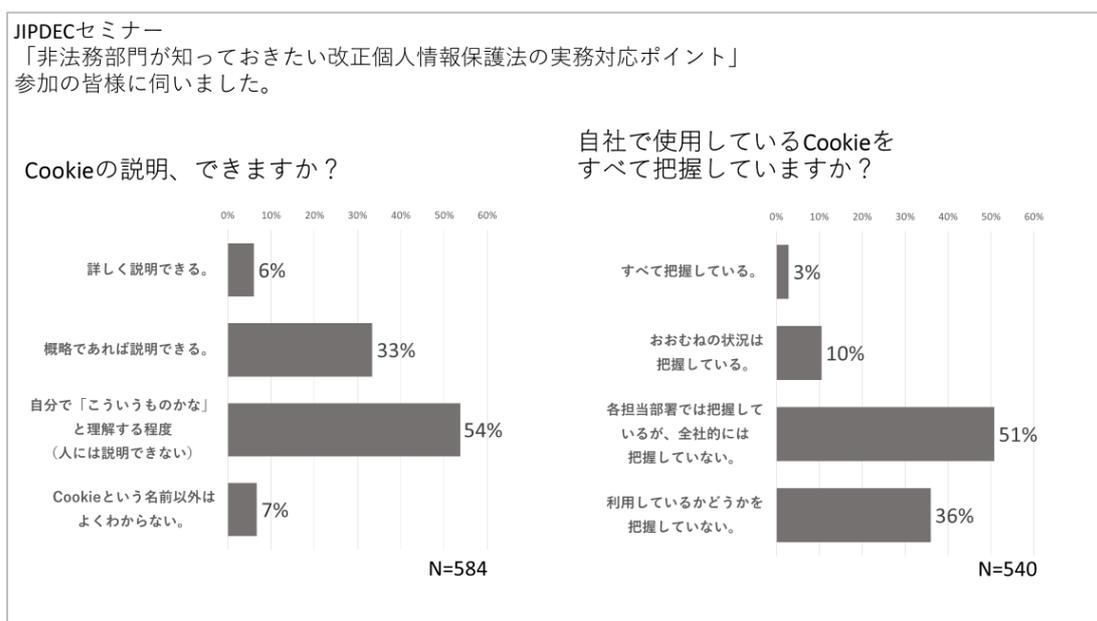
2021年7月29日JIPDECセミナー「非法務部門が知っておきたい改正個人情報保護法の実務対応ポイント」において、参加お申込み時に多くいただいたご質問を踏まえ、牛島総合法律事務所 弁護士 影島 広泰氏にJIPDEC認定個人情報保護団体事務局 グループリーダー 奥原 早苗が実務で対応する際のポイントなどを伺いました。

はじめに

奥原 本日は、参加された皆様から多くお寄せいただいたご質問や認定個人情報保護団体の活動を通じて企業の方々が抱えていらっしゃる課題について、影島先生にお伺いしたいと思います。

まず、認定個人情報保護団体（以降「認定団体」）に馴染みのない事業者様もご参加されていることから、認定団体制度について簡単にご説明します。この制度は個人情報保護法の中に定められたもので、法は必要最小限度の規律であるため、事業分野ごとにより高い水準の自主的な取り組みの推進を民間団体に期待する観点から設けられたものです。JIPDECも個人情報保護委員会の認定を受けて、対象事業者様からデータの取扱い等に関する各種ご相談をお受けしています。

それでは、早速今回の改正で注目され、ご質問も多くいただいているCookieについて、みなさまの状況をお伺いしたいと思います。



Cookieを含む新しい概念は、投票機能でも本日までご参加のみなさまが社内でご説明され、実務での対応を理解していただくには、なかなかハードルが高いことがわかりました。

新たな概念（匿名加工情報、仮名加工情報、個人関連情報）の整理（おさらい）

奥原 まずはご講演の繰り返しにはなりますが、個人関連情報の一部であるCookieの概要と留意点、さらに今回新たな概念として加わった個人関連情報や仮名加工情報と匿名加工情報の違い等を伺えますか？

影島 Cookieはブラウザに保存されているテキストです。使われ方は、例えば、私がある会員サイトにログインした際に会員IDのようなものがCookieとして保存されて、翌日改めてサイトに訪問した時にもそのCookieを読み出すことでログイン状態が維持されるようなイメージです。通常の運用ではCookieに保存されるのは個人情報ではなく識別子だけなので、それ単体では個人情報ではないのですが、通常はその識別子が何らかのデータベースと紐づいているため、容易照合性を介して個人情報になっている可能性があるということ、また自社では個人情報になっていない場合でも提供先の企業において個人データとなっている可能性もあるところから、個人関連情報という概念が登場しました。

自社のCookieの取り扱い、Webサイトを運営している事業部ごとに異なっている場合が多いので、どの部署がどのような識別子のやりとりを行っているか、一度棚卸しした上で規制対象になるケースに関しては、改正法の施行前までに各部署に理解をしてもらい必要な対応をとっていくこととなります。

奥原 わかりやすく整理していただき、ありがとうございます。私たちも、実際に実務に落とし込んだ際のデータ活用方法やそのための加工方法について、お悩みの企業の方のお話を伺うことがよくあります。認定団体では、対象事業者様のそうしたご相談もお受けしていますので、何かあればぜひご連絡いただければと思います。

越境とは

奥原 続いて、越境についてです。少し前に大手通信事業者の事案がメディア等でさまざまに取り上げられましたが、一部適切ではない情報等も流れ、不安を増長させた部分もあるかと思えます。改めて「越境」を正しく理解するために、影島先生に解説をお願いしたいと思います。

影島 話題となった大手通信事業者の件は、法的には複数の問題が混在していたと思います。その1つとして、個人データを中国の会社に移転し、そこで取り扱っていたという、まさに越境移転の問題があります。この場合は、通常は同意が取られているか、あるいは日本法に従った情報管理をするという、データ移転および委託契約を締結するなどの体制が整備されているかが焦点になります。あの事案では委託契約が締結されていたと思われるのですが、それでも炎上してしまうということを目の当たりにすると、特にB to Cビジネス等では、法的な側面だけでなく、外交関係上の感情面等にも配慮が必要となる難しさを感じました。

次に、データセンターを韓国に置いていたという点も問題視されました。これは詳細がわからな

いので一般論になりますが、もし韓国のデータセンターが個人情報を取り扱わないという体制になっていればそもそも提供には当たらないのですが、この点も炎上しました。

さらに、日本の個人データに外国からアクセスされることに対する懸念等も入り混じって難しい問題になってしまったと感じています。今後、B to Cビジネスで「同意」により対応することは難しくなるだろうと思っています。

奥原 ありがとうございます。今回のように新しい概念が出てきたり報道等で取り上げられると、必要以上の反応が出る場合がありますので、企業の皆様には適宜情報を収集していただき、問い合わせに対しても冷静に判断をして対応していただきたいと思います。

個人の権利への配慮

奥原 個人情報保護委員会のWebサイトに、今回の[改正個人情報保護法の概要をまとめた資料](#)があります。その中で、個人の権利の在り方、事業者の守るべき責務の在り方等もまとめられています。今後、漏えいがあった場合は本人に通知することが義務化され、また、個人関連情報についても突然消費者の方に提供の同意に関する連絡がいくことになります。このため、企業の方々にはお客様、消費者の方々に理解していただくための活動も必要になるかと思われませんが、影島先生はどのようにお考えでしょうか？

影島 消費者の方、個人情報保護法でいうところの本人にわかりやすく説明することは、今後さらに重要になると思います。個人情報保護法がどんどん複雑になっていく中では、経済産業省と総務省が公表した「[DX時代における企業のプライバシーガバナンスガイドブック](#)」でも言われていることですが、本人にどういう権利があるのか、何ができるのか、事業者側から見れば何ができないのかを、きちんとわかりやすく説明していくことが必要になると思います。

今後の動向

奥原 今は利用目的を伝えて本人が同意さえすれば、さまざまに利用したり提供したりすることができます。ただ、いろいろな利用目的が混在しているものを同意しなければならない現状や、そもそも同意する内容を理解できているかという点については疑問が残ります。EU等では同意の在り方に関するガイドライン等も出されていますが、この点について影島先生はどのようにお考えですか？

影島 まず法律論としては、同意を取らなければならない場面は決まっています。その場合、法律に従ってきちんと説明をして、同意が必要な場面では同意を取ることが要求されているので、これは遵守する必要があります。

一方で、個人的な感想として、自分でもプライバシーポリシーや同意画面等を作成しますが、書いてある内容が難しく文字も多いと読まないですね。例えば、GDPRの同意の文言等を見ても、非常に長く、知りたいと思わないようなことまで事細かに書かれたものに対して同意を求められるという状況です。同意に際してのわかりやすさと情報提供の正確性のバランスをどのようにとるかという点については、GDPRのガイドラインでも課題とされているので、ここは今後

の個人情報保護法制の大きな課題だと思います。

そういう意味で、同意至上主義的な流れは違うように思いますし、そのために登場したのが今回の不適正利用の禁止で、そもそもの利用の在り方を規制することでバランスを取ろうとする日本の個人情報保護法の考え方は、1つの方法として良いものであると思っています。

奥原 加えて、本来はそのサービスの提供に必要なものだけを利用目的となっていれば良いのですが、その他の利用目的も含めて同意しないとサービスそのものが受けられないという実態もあるので、こういった点も今後検討してほしいと思います。
影島先生、本日はわかりやすい解説をありがとうございました。



牛島総合法律事務所 弁護士

影島 広泰氏

一橋大学法学部卒業、03年弁護士登録、牛島総合法律事務所入所
自らアプリ開発を行う等ITに精通し、ITシステム・ソフトウェアの開発・運用、個人情報・プライバシー、ネット上のサービスや紛争に関する案件を中心に、企業法務の第一線で活躍。

日本経済新聞社「企業が選ぶ弁護士ランキング」データ関連部門1位（2019年12月）選出

東洋経済新報社「依頼したい弁護士 分野別25人」IT・個人情報・ベンチャー部門の5名に選出

【著作】

「法律家・法務担当者のためのIT技術用語辞典<第2版>」（商事法務）
「22年施行 情報の『利用』を重視する 個人情報保護の規制強化」（週刊東洋経済、2021年3月6日号）ほか多数



JIPDEC 認定個人情報保護団体事務局

グループリーダー 奥原 早苗

美容業界の法務部門、お客様対応部門を経て、2003年より公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会に所属、2018年より理事/消費者志向推進委員会 委員長、2020年より顧問。

2016年から消費者代表としてJIPDECの各種有識者検討会や委員会等に外部委員として参画、2020年より認定個人情報保護団体事務局に勤務、2021年より現職。

2018年より玉川大学工学部講師（「消費生活科学」担当）

資格：消費生活アドバイザー、消費生活専門相談員、プライバシーマーク審査員